

参 考 資 料

- 1 日本国憲法（抜粋）
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 静岡県男女共同参画推進条例
- 4 計画策定の経過
- 5 策定委員名簿
- 6 用語説明

日本国憲法（抜粋）

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

（戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（請願権）

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、

平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（思想及び良心の自由）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

（勤労者の団結権及び団体行動権）

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第十章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号
施行：平成11年6月23日
改正：平成11年7月16日法律第102号
施行：平成13年1月6日
改正：平成11年12月22日法律第160号
施行：平成13年1月6日前文

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 - 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 - 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の経営に促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第四条 総理府設置法の一部改正]

附則 [平成11年7月16日法律第102号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定内閣法の一部を改正する法律の施行前の日で別に法律で定める日

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

附則 [平成11年12月22日法律第160号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

静岡県男女共同参画推進条例

平成13年7月24日公布
静岡県条例 第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第五条）

第二章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第六条 - 第十三条）

第三章 静岡県男女共同参画会議（第十四条 - 第十六条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、二十一世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根深く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町村及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

二 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第三条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

二 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

三 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

二 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

三 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

- 第五条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- (一) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）
 - (二) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第二章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

- 第六条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。
- (一) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。
 - (二) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。
 - (三) 県及び市町村における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。
 - (四) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。
 - (五) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。
 - (六) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。
 - (七) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。
 - (八) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。
 - (九) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(基本計画の策定)

- 第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 二 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (一) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (二) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
 - (三) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 三 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。
- 四 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 五 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第八条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

- 第九条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

二 男女共同参画の日は、7月30日とする。

三 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第十一条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

二 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第十三条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第三章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第十四条 県に、静岡県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

二 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

(一) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

(二) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。

(三) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。

(四) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第十五条 参画会議は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

二 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 委員は、再任されることができる。

(委任)

第十六条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

計画策定の経過

全体会

	開催年月日	回	内 容
平成19年度	8月30日	第1回	委嘱状交付・全体会 ○基調講演 ○策定趣旨説明 ○市民アンケート結果説明 ○策定体制及び今後のスケジュール

策定懇話会

	開催年月日	回	内 容
平成19年度	10月26日	第2回	次期男女共同参画行動計画の策定方針について ○策定委員会及びワーキンググループにおける進捗状況 ○次期男女共同参画行動計画の策定方針
	12月21日	第3回	次期男女共同参画行動計画素案について ○策定委員会及びワーキンググループにおける進捗状況 ○次期男女共同参画行動計画素案 ○数値目標

策定委員会

	開催年月日	回	内 容
平成19年度	10月12日	第2回	次期男女共同参画行動計画の策定方針について ○ワーキンググループにおける進捗状況 ○次期男女共同参画行動計画の策定方針
	11月9日	第3回	次期男女共同参画行動計画の素案について ○策定懇話会及びワーキンググループにおける進捗状況 ○次期男女共同参画行動計画の素案に関する意見 ○次期男女共同参画行動計画における施策
	11月26日	第4回	次期男女共同参画行動計画について ○次期男女共同参画行動計画
	12月19日	第5回	次期男女共同参画行動計画素案について ○次期男女共同参画行動計画の素案 ○目標数値の考え方

策定ワーキンググループ

	開催年月日	回	内 容
平成19年度	9月19日	第2回	男女共同参画社会のあるべき姿について
	10月4日	第3回	あるべき姿と現状とのギャップについて
	11月2日	第4回	あるべき姿と現状とのギャップについて
	11月16日	第5回	課題解決に向けた市民・事業所等の取り組みについて ○施策体系について ○課題解決に向けた市民・事業所等の取組について
	12月11日	第6回	課題解決に向けた市民・事業所等の取り組みについて

策定ワーキンググループで検討された意見

ワーキンググループでは、焼津市における男女共同参画に関する現状と課題を話し合い、市民や事業所が取り組むことについて検討しました。

ワーキンググループでの主な意見は以下の通りです。

男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発

1 男女共同参画意識づくりの推進

市民等の取り組み

- ・男女共同参画について常に意識した発言や行動をする。
- ・幼少のころから、家事の手伝いをする。
- ・保護者は子どもの性別にかかわらず、衣・食・住の知識や技術を伝える。
- ・お互いに感謝しあい、家庭内で家事等を押し付けていないか振り返る。
- ・家庭内で、一人一人役割を持つ。
- ・家族のコミュニケーションを大切にする。
- ・キャッチフレーズや地域の人が集まる場所に手作りポスターをつくるなどの啓発活動をする。
- ・男性対象の料理教室などを地域で実施する。

事業所等の取り組み

- ・事業所において男女共同参画の意識を高める啓発を行う。
- ・事業所での男女共同参画の取り組みについて、積極的にPRする。

2 学校等における男女共同参画をめざす教育の推進

市民等の取り組み

- ・子どもの進路は、その子の適性に応じて考え、性別による向き不向きがあると考えない。
- ・性別にかかわらず、様々な役割に進んでつのように、勧めたり応援する。
- ・子どもの思いを受け止め、男女の枠にとらわれない話をする。
- ・性別にかかわらず、個人の良さを活かしながら、いろいろな役割を体験する。

事業所等の取り組み

- ・性別にかかわらず、輝く生き方をしている人から学ぶ機会をつくる。
- ・教職員・指導者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。

3 男女共同参画のための学習機会の充実

市民等の取り組み

- ・男女共同参画に関するセミナーやフォーラムに参加して、男女共同参画について学習する。
- ・男女共同参画について、学んだことを実践に活かすとともに、家庭・地域に広める。
- ・定期的に「男女共同参画社会とは何か」の勉強会を行い、一番小さな社会の家庭から、地域へと広める。

事業所等の取り組み

- ・男女共同参画に関する研修を充実する。
- ・男女共同参画に関するセミナーやフォーラム等の学習機会をつくり、積極的な参加の呼びかけを行う。
- ・事業所において、男女共同参画に関する学習に取り組めるよう、業務で配慮する。

社会のあらゆる分野における男女共同参画の促進

1 政策・方針決定の場への女性の登用・参画の促進

市民等の取り組み

- ・委員をためらわずにやる。
- ・市政に関心を持ち、市の広報に目を通す。
- ・性別にかかわらず、社会の一員としての自覚と責任を持つ。

事業所等の取り組み

- ・審議会委員の選出について協力し、職員を派遣する。
- ・公的機関が率先して女性の登用をすすめ、啓発を図る。

2 地域における男女共同参画の促進

市民等の取り組み

- ・団体の役員は男性になるものという意識を改め、性別にかかわらずふさわしい人を選出する。
- ・責任ある立場になった人を周りの人達がフォローする。
- ・仕事以外の活動で社会貢献することの大切さを意識し、地域活動に積極的に参加する。
- ・男女が共同で参画しやすい新たな社会参加活動（NPO等）をたくさん創り、男女協働のまちづくりを進める。
- ・性別にかかわらず活躍している地域リーダーの生の声を伝える。

事業所等の取り組み

- ・社員が地域活動しやすいよう配慮する。
- ・社員・職員が地域活動で築いた人との繋がりを大切に事業活動を実施する。

3 国際社会の立場に立った男女共同参画の推進

市民等の取り組み

- ・世界の動きにも目をむけ、国際的な視野にたって男女平等・人権尊重について考えていく。

事業所等の取り組み

- ・外国人従業員が性別にかかわらず働けるように配慮する。
- ・日本人に限らず、誰もが男女共同参画について学べる機会をつくる。

男女が共に能力を発揮するための就業環境・家庭環境づくり

1 就業環境の改善

市民等の取り組み

- ・男女共同参画を推進している事業所を、意識的に応援・活用する。
- ・「男の仕事である」や「女の仕事である」の概念をなくし、お互いを受け入れる。
- ・NPO等、新たな起業によって、女性が働きやすい職場モデルを市民自らが、提案・創出する。
- ・自らの能力向上のために、様々な学習の機会を積極的に活用する。

事業所等の取り組み

- ・優秀な人材の確保に向けて、年齢・性別をとわない雇用条件の改善に努める。
- ・能力のある女性を方針決定の場へ積極的に登用する。
- ・性別を問わず、研修に参加できる環境・制度を整備する。
- ・職場における男女共同参画に関する学習（研修等）の場を設ける。

2 職業生活と家庭生活との両立支援

市民等の取り組み

- ・ 休暇を積極的に利用して、仕事と仕事以外のバランスをよくする。
- ・ 「祖父母の子育て教室」などの、高齢者の力を生かせる地域社会を再構築する。
- ・ 困ったときはお互いに協力していくため、地域で子育てに協力する。
- ・ 子どもたちは未来を担う宝なので、社会全体で見守る。

事業所等の取り組み

- ・ 子育て中の社員が、学校行事に出席しやすいように配慮する。
- ・ 家族を支える様々な休暇制度の積極的な活用を促すとともに、制度を活用しやすい環境にする。
- ・ 社員に対し家族をふり返るような機会をつくる。

3 子育てや介護を支える体制の充実

市民等の取り組み

- ・ 家事・育児・介護などについて家族で話し合い、男性も積極的に家事・育児等をする。
- ・ 介護・育児で不安を感じたら、一人で悩まず、まわりに相談する。
- ・ 介護や子育てに関する情報を収集し、積極的に活用する。
- ・ 育児・介護等の制度について、積極的に学ぶ。

事業所等の取り組み

- ・ 父親講座などを開催し、男性も子育てに対しての知識・技術を身につけられるようにする。
- ・ 介護・育児休暇のとりやすい事業所にする。
- ・ 子育てや介護に関する様々なサポート体制があることを周知する。

男女の生涯を通じた心身の健康づくりの充実

1 男女の心身の健康保持と増進

市民等の取り組み

- ・ 健診は必ず受診する。また、周囲の人にも受診を促す。
- ・ 「予防」の意識を持つ。
- ・ ストレスをためない。
- ・ 親が性感染症や早すぎる性交のリスクを認識し、子どもに伝えます。
- ・ 性に関して正しい知識を身に付け、軽い考えを持ちません。

事業所等の取り組み

- ・ 健診を受けるように促すとともに、職場健診の機会をつくる。
- ・ 妊娠中・出産後でも安心して仕事ができるようにする。
- ・ 保育園を増やす
- ・ ベビーシッターの制度をつくる等、母親一人で育児しなくてもいいようにする。
- ・ 保育園の入所条件を就労だけでなく、養育に欠ける家（虐待等）には入所させる。
- ・ 父子家庭にも所得に応じて手当を出したり、事情に対応できるように配慮する。

2 人権侵害にかかわる女性への暴力の根絶

市民等の取り組み

- ・ パートナーを傷つけていないか振り返る。
- ・ 性的虐待やDVは犯罪になることを伝える。
- ・ 情報交換が活発になるようコミュニケーションを図る。
- ・ DVや虐待があった時には、一人で抱えこまず、相談する。
- ・ どう相談すべきかなど、DVを受けたときの対応を身につける。
- ・ 性に関する情報を提供し、子どもに身体を守る教育をする。

事業所等の取り組み

- ・ 事務所内におけるセクハラや男女差別等がないかどうか振り返る。
- ・ 社員におけるセクハラ防止の教育を行う。

策定委員名簿

次期男女共同参画行動計画策定懇話会委員

役職	氏名	所属等
会 長	犬塚 協太	静岡県立大学教授
副会長	鈴木 恵子	焼津市民生児童委員協議会
委 員	飯塚 博子	焼津商工会議所女性会
	岡村 政幸	焼津・大井川地区校長会
	狩谷 康子	市民公募
	北山 茂	焼津市保育園協会
	杉山 安代	市民公募
	牧田 忍	焼津・大井川地区 P T A 連絡協議会
	松永 安子	やいづ女性の会
	森 英郎	焼津市自治会連合会
	山本 哲也	焼津市社会福祉協議会

計 1 1 人

策定懇話会役職順：委員は五十音順（敬称略）

策定委員名簿

次期男女共同参画行動計画策定委員会

役 職	氏 名	職 名
委員長	山田 博喜	企画財政部長
委 員	池田 義之	人事課長
	橋ヶ谷 昌広	企画課長兼行政改革推進室長
	石川 順	財政課長
	櫻井 優	生活安全課長
	坂本 清	介護福祉課長
	増田 永二	児童課長
	塩澤 幸夫	保健センター所長
	寺田 雅己	商工観光課長
	山梨 隆夫	学校教育課長
	見崎 勉	社会教育課長

計 1 1 名

策定ワーキンググループ委員

分野	氏名	所属等
地域・家庭・教育 部会	矢澤 和宏	学校教育課指導主事
	志賀 美之	企画課係長
	成岡 正子	生活安全課主査
	黒田 理英子	家庭教育ネットワーク
	斉藤 喬	焼津市私立幼稚園協会
労働・社会参加 部会	斉藤 恵美	介護福祉課主幹
	平田 泰之	企画課主査
	早川 隆之	社会教育課主任主事
	吉永 香奈子	焼津信用金庫
	佐久間 博之	焼津青年会議所
人権・健康 部会	坂本 益美	介護福祉課主幹
	黒山 美由紀	保健センター主査
	三橋 謙一	企画課主査
	大橋 恵美子	焼津市保健委員協議会
	浅羽 由美子	焼津市社会福祉協議会

計 15 名

用語説明

あ行

【育児・介護休業法】

(育児休業、介護休業等 育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

1992(平成4)年施行の育児休業法を大幅に改正し、1995年に成立しました。その後、仕事と家庭の両立支援対策を充実させるために2001年11月に改正されました。これにより、事業主は労働者が育児休業・介護休業の申し出や取得をしたことを理由に解雇や不利益な取り扱いをすることが禁止されました。

2005(平成17)年4月からは、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層支援するために、育児・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数の緩和、子の看護休暇制度が創設されています。

【国内行動計画】

1975(昭和50)年、国際婦人年メキシコ世界会議で採択された「世界行動計画」に基づき、日本でも1977(昭和52)年に政府が国内行動計画を策定しました。憲法の定める男女平等の原則に基づき、女性が男性と同時に国民的権利を享受し「国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加、貢献することが必要」との基本的な考え方に立って、それを可能にする社会環境の形成について課題をあげています。

1991(平成3)年「新国内行動計画(第一次改定)」1996(平成8)年「男女共同参画ビジョン」を経て「男女共同参画2000年プラン」を策定しています。

【固定的性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めることです。「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」等は固定的な考え方により、役割を決めている例です。

か行

【行動綱領】

(北京行動綱領)

1995(平成7)年9月、北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しています。これは「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ(予定表)」として位置づけられており、12の重大問題領域をあげ、それぞれについて戦略目標と、とるべき行動が提示されています。

重大問題領域は、A 貧困、B 教育と訓練、C 健康、D 女性に対する暴力、E 女性と武力抗争、F 経済、G 権力及び意思決定、H 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I 人権、J メディア、K 環境、L 女兒(少女)です。

【国連婦人の十年】

1975(昭和50)年12月の国連総会において、1976年～1985年の10年間を、国連婦人年の「平等・開発・平和」の理念及び世界行動計画の目標達成のため、「国連婦人の十年」と決めました。

この10年間に、1980(昭和55)年にデンマークのコペンハーゲンで「国際婦人の十年 中間年世界会議」、1985(昭和60)年にはケニアのナイロビで「国際婦人の十年世界会議」が開かれました。

【国際婦人年】

1972(昭和47)年の第27回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動をもって取り組むために、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを決議しました。

1975(昭和50)年、メキシコで「国際婦人年正解会議」が開催され、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。

さ行

【ジェンダー】

生まれつきの肉体的な性差ではなく、生まれてから後、社会的・文化的につくられる男らしさ、女らしさなどの性差のことです。

【次世代育成支援対策推進法】

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うことを目的に2003（平成15）年施行されました。国や地方自治体による取り組みとともに、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主も、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画を策定、実施していくこととされています。

【女子差別撤廃条約】

1979（昭和54）年に国連総会で採択されました。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、法律や制度のみならず、事実上の平等の実現を目指し、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。

1980（昭和55）年にコペンハーゲンで開かれた国連婦人の10年中間年世界会議で署名され、翌1981年に発効。日本も署名しましたが、批准するためには条約の基準に達していない国内法の改正が必要となり、日本は1984（昭和59）年の国籍法改正、翌1985年の男女雇用機会均等法の制定など、国内法の整備を経て、1985（昭和60）年に批准しています。

【世界行動計画】

1975（昭和50）年、国連婦人年メキシコ世界会議において採択された。

国連婦人年の3大テーマである「平等・開発・平和」の達成に向けて、1976年から1985年の10年間に各国の政府、公的・民間機関、婦人団体、マスコミ、政党などが取り組むべき計画に指針を与えるものとして策定されたものです。

固定的性別役割分担の社会通念打破に挑み、その後の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えたものとなりました。

【セクシュアル・ハラスメント】（セクハラ）

性的な言動によって相手の望まない行為を要求したり、身体的な接触を強要したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする性的嫌がらせのことです。

【男女共同参画2000年プラン】

1996（平成8）年12月、男女共同参画社会の実現に向けて、2000（平成12）年度までに政府が取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進するために策定された国内行動計画です。

「女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」と日本の政府文書にジェンダーという言葉が初めて登場しました。

【男女雇用機会均等法】

1985（昭和60）年公布、1986（昭和61）年施行の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」は、1997（平成9）年に改正、1999（平成11）年に施行され、これまで努力目標だった募集・採用、配置・昇進の機会均等についての違反を禁止し、是正勧告に従わない企業名公表を規定。労使双方の同意が必要だった紛争調停の開始要件を一方の申請でも可とし、セクシャル・ハラスメント防止義務を事業主に課し、ポジティブ・アクション導入支援も盛り込まれました。

【ドメスティック・バイオレンス】（DV）

夫から妻への、若しくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力を指します。

個別には、女性から男性への暴力もあるにも関わらず、男性から女性への暴力として問題化されるのは、DVが歴史的に形成された男性の女性に対する政治的・経済的・社会的優位が私的関係のなかで発現されたものとみなされているからです。

夫の暴力問題は、欧米では、1970年代のフェミニズム運動を契機に社会問題となり、制度・法的対応、相談やシェルター（一時避難所）活動が進みました。

90年代になって男女の歴史的・社会構造的な力関係を背景にした支配・被支配の現れとする見方が国際的な共通理解となりました。日本では、1992（平成4）年、民間のDV調査研究会が、任意協力者への初の全国的調査を行ったことが顕在化のきっかけになりました。

暴力は、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力など多様な形態で複合されています。

は行

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律】（DV防止法）

2001（平成13）年、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に施行された法律は、2004（平成16）年に改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大により、身体的暴力のほか、言葉や精神的暴力、性的暴力などもこれに順ずる暴力として定義されました。また、保護命令制度の拡充により、保護命令の対象に元配偶者も加え、被害者の子への接見禁止命令制度の創設や、退去命令期間延長（2ヶ月）なども盛り込まれました。

2008（平成20）年には、一部改正がなされ、市区町村への相談センターの設置が努力義務となりました。また、保護命令制度の拡充により、生命等に関する脅迫を受けた被害者にかかる保護命令が出せるようになったほか、従来の接近禁止命令に併せて、電話・メール等の禁止、被害者の親族等への接近禁止なども発することができるようになりました。

【ファミリーサポートセンター】

育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所への迎えに残業のために行けなくなった場合、子供が熱を出して保育所に預かってもらえない場合、用事があって子供の面倒がみられない場合などに、会員同士で相互援助活動を行う場所です。設置できるのは、原則として人口5万人以上の市町村で、会員制で行う相互援助活動の金額はそれぞれのセンターで決められています。

【婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略】

（ナイロビ将来戦略）

2000（平成12）年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略のことです。国連婦人の十年の最終年にあたる1985（昭和60）年にケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択されました。

「国連婦人の十年」の成果の検証、評価を行い、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いています。ここで、「女性の地位向上」のための活動は、ジェンダーという視点による女性のエンパワーメントを基本概念とするという合意が形成されました。

【ポジティブ・アクション】

男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための積極的な是正措置のことを指します。改正男女雇用機会均等法では、企業が実施するポジティブ・アクションに対する国の援助が盛り込まれています。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と仕事以外の生活との両立」を意味します。やりがいのある仕事と充実した生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のことで、仕事優先から仕事と生活のバランスが取れる働き方や生き方が求められています。